平成２１年（フ）第１４９３号
北九州市若松区久岐の浜４番１―302号
債務者　吉田　政則
1　決定年月日時　平成22年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１５０４号
北九州市門司区中二十町４番10号
債務者　澁谷賢太郎
1　決定年月日時　平成22年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第３６７号
青森県弘前市大字取上１丁目14番地15
債務者　福士　孝明
1　決定年月日時　平成22年１月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第３７４号
青森県南津軽郡大鰐町大字三ツ目内字福清水67番地
債務者　佐々木裕加里
1　決定年月日時　平成22年１月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第３号
島根県八束郡東出雲町大字下意東916番地31
債務者　秋國　妙子
1　決定年月日時　平成22年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１２２号
山形県酒田市東泉町２丁目２番地の９フジパレスＢ号、前住所山形県酒田市北新橋１丁目14番地の５コーポすがわら202号
債務者　齋藤　　巧
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２２年（フ）第４号
栃木県佐野市長谷場町717番地
債務者　森下　晃利
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月26日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第２１２号
秋田県横手市朝日が丘３丁目13番１号　県営住宅１―302
債務者　大友　文一
1　決定年月日時　平成22年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月18日午前11時
秋田地方裁判所横手支部

平成２１年（フ）第２１３号
秋田県雄勝郡羽後町上到米字唐松山15番地６
債務者　佐藤　　章
1　決定年月日時　平成22年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月18日午前11時
秋田地方裁判所横手支部

平成２１年（フ）第２１４号
秋田県雄勝郡羽後町上到米字唐松山15番地６
債務者　佐藤テエ子
1　決定年月日時　平成22年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月18日午前11時
秋田地方裁判所横手支部

平成２１年（フ）第２２２号
秋田県横手市十文字町字曙町15番地
債務者　菅原カネ子
1　決定年月日時　平成22年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月18日午前11時
秋田地方裁判所横手支部

平成２１年（フ）第２２３号
秋田県横手市十文字町字曙町15番地
債務者　菅原　征人
1　決定年月日時　平成22年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月18日午前11時
秋田地方裁判所横手支部

平成２１年（フ）第２２４号
秋田県横手市十文字町字曙町15番地
債務者　菅原　勝彦
1　決定年月日時　平成22年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月18日午前11時
秋田地方裁判所横手支部

平成２２年（フ）第３号
秋田県雄勝郡羽後町杉宮字大門65番地４、住民票上の住所秋田県雄勝郡羽後町杉宮字大門64番地
債務者　佐藤由美子
1　決定年月日時　平成22年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月18日午前11時
秋田地方裁判所横手支部

平成２１年（フ）第１４３号
栃木県大田原市末広２丁目５番22号　ディーアイフレア105号、前住所栃木県那須塩原市南町２番３号
債務者　大金　多美
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月12日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２１年（フ）第１４５号
栃木県那須塩原市新緑町120番地19
債務者　江橋　幸昭
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月12日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部